

フィデリティ投信株式会社

当資料では、「フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド」のポートフォリオ・マネージャー、ハーリー・ランクによる、お客様から寄せられるご質問へのメッセージをご紹介します。



ポートフォリオ・マネージャー
 ハーリー・ランク

私が以下のご質問にお答えします！

- Q1 「フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド」の人気の秘密は？ ⇒ 1ページ
- Q2 トランプ政権の米国ハイ・イールド債券への影響は？ ⇒ 2ページ
- Q3 政策金利引き上げの米国ハイ・イールド債券への影響は？ ⇒ 3ページ
- Q4 今後の見通しは？米国ハイ・イールド債券は上昇する？リスクは？ ⇒ 4ページ
- Q5 米国ハイ・イールド債券はどのような方に適していますか？ ⇒ 5ページ

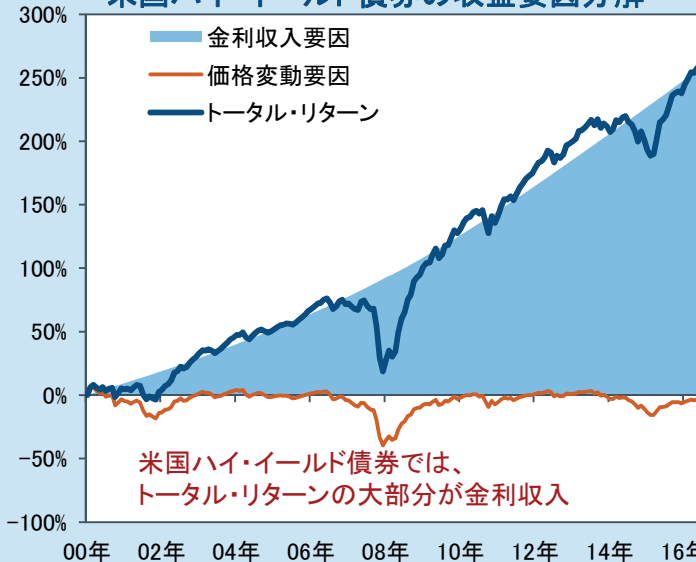
Q1 「フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド」の人気の秘密は？

将来予測が難しい市場環境下、高利回りの金利収入という安心感が魅力となり、年初来で約1,091億円の資金が流入しています。

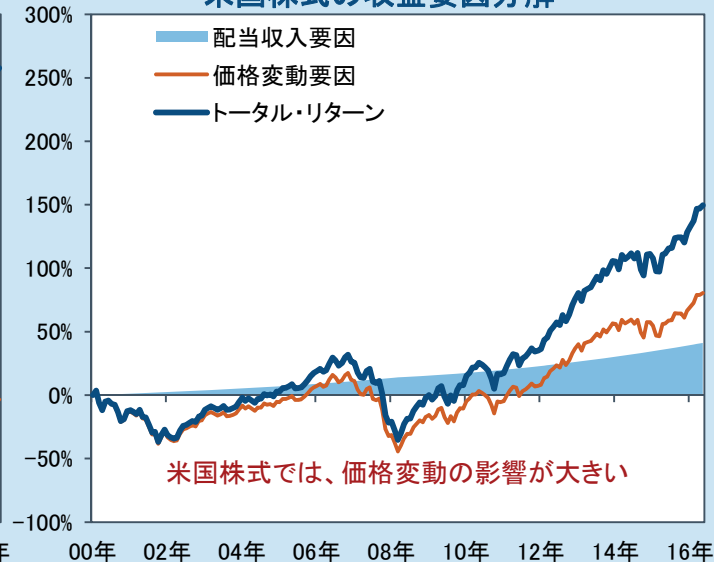
- 「フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド」(以下、当ファンド)は、2017年4月末時点の年初来で約1,091億円の資金が流入しています。日本の多くの投資家の方々にご愛顧いただき大変感謝しています。
- 2009年以来多くの市場が上昇してきた一方で、中東の地政学リスクやEUの分裂懸念などによって将来の市場予測が難しくなっています。一方、米国ハイ・イールド債券では、市場動向によらず金利収入の獲得が期待できます。
- 長期の実績を見ると米国ハイ・イールド債券では、金利収入要因がトータル・リターンを大部分を占めています。マイナスになることなく確実に積み上がる高利回りの金利収入によって、投資期間が長期になるほど着実な投資成果が期待できます。この魅力が、当ファンドをご愛顧いただいている理由の1つと考えています。

米国ハイ・イールド債券は、高利回りの金利収入の積み上げによる 着実な投資成果が期待できる

米国ハイ・イールド債券の収益要因分解



米国株式の収益要因分解



(注) RIMESよりフィデリティ投信作成。2000年12月末～2017年4月末。米ドルベース。金利収入要因(配当収入要因)はトータル・リターンのうち各期の金利収入(配当収入)に該当する部分を積み上げたもの。米国ハイ・イールド債券はバンクオブアメリカ・メリルリンチ・USハイ・イールド・コンストレインド・インデックス。米国株式はS&P500種指数。

Q2 トランプ政権の米国ハイ・イールド債券への影響は？

トランプ政権の企業支援政策は、米国ハイ・イールド債券の上昇要因になるでしょう。

- トランプ政権が、インフラ投資、減税、規制緩和といった企業活動を支援する政策を打ち出している点は評価できます。私は数多くの企業と面談していますが、彼らは総じて景気に対する自信を強めており、投資を増やし、社員の採用を増やしていくことに積極的です。
- 規制緩和のいくつかはすでに実施されており、企業活動を後押ししています。
- 全ての政策が実現するわけではないでしょうが、政府による企業活動への支援は、企業の投資行動を促し、米国経済の成長要因、米国ハイ・イールド債券市場の上昇要因となるでしょう。

多数の企業面談から分かること

- 多くの企業は政府の企業支援政策を歓迎。
- 投資や社員の採用に積極的。
- 実施された規制緩和は企業活動を後押し。

企業活動の
活性化



経済成長
市場上昇
の要因に

トランプ政権の政策があまり実行されず市場が過度に反応した場合、投資機会となりえます。

- 私は、トランプ政権の全ての企業支援策が実行されるとは考えていません。実現されない政策があったとしても、企業にとって追い風がやむだけであり、逆風となるわけではない点を理解することが重要です。
- 政策が実行されなかった場合の企業への影響を分析し、債券価格が必要以上に大きく下落していると判断した場合には、投資の好機として活用する方針です。

トランプ政権の政策が実行されないケースでの投資スタンス

政策が
実行されない場合、



市場が過度に
反応する可能性



企業分析に基づき
投資機会として活用

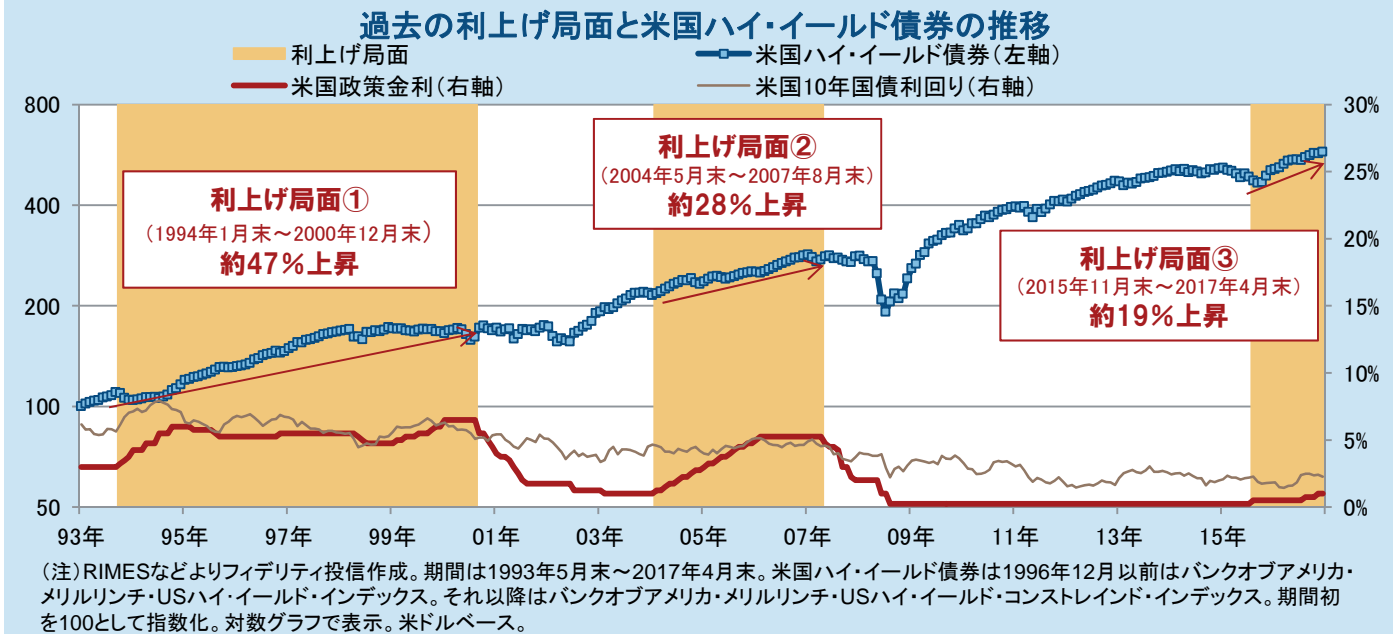
※上記は当資料作成時点の見方であり、今後予告なく変更される場合があります。

Q3 政策金利引き上げの米国ハイ・イールド債券への影響は？

利上げ局面は景気拡大・企業信用力向上局面であり、米国ハイ・イールド債券の上昇が期待されます。

- 今後も米国政策金利の引き上げが予想されますが、景気拡大とインフレ加速の可能性を確認したうえで、米連邦準備制度理事会(FRB)は利上げを行います。つまり、利上げ局面は景気拡大局面であり、企業信用力の向上が期待できます。過去の利上げ局面でも米国ハイ・イールド債券は堅調に推移しました。

過去の利上げ局面で米国ハイ・イールド債券は上昇

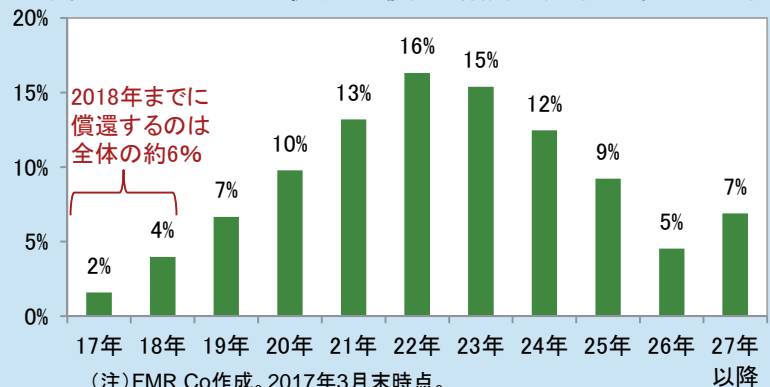


長期金利が上昇したとしても、借り換えによる企業の利払い負担の増加は当面限定的と考えられます。

- 今後、景気拡大に伴い長期金利が若干上昇する可能性があると考えています。
- 長期金利が上昇した後に借り換えを行った場合、一般的には利払い負担は増加します。
- しかし、2018年末までに償還を迎え借り換えられる見通しの債券の比率は、米国ハイ・イールド債券全体の6%程度にとどまっています。今後長期金利が上昇したとしても、借り換えによる利払い負担の増加は当面限定的と考えられます。

18年までに償還する債券は全体の6%

米国ハイ・イールド債券の償還期限別発行残高の比率



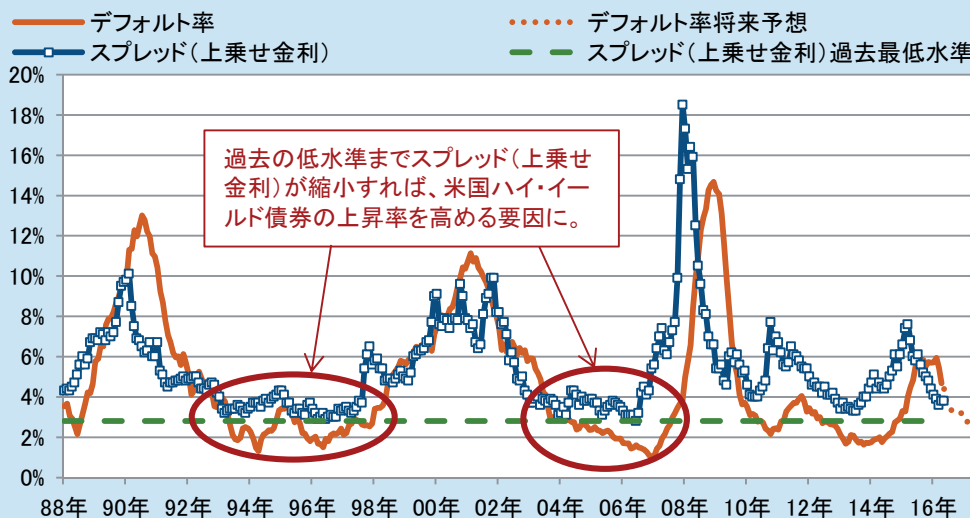
Q4 今後の見通しは？米国ハイ・イールド債券は上昇する？リスクは？

米国の経済・企業の状況は良好で、米国ハイ・イールド債券の価格水準は適正です。主に金利収入により1年間で6%程度の上昇率が期待できます(米ドルベース)。

- 米国経済は緩やかで堅調な成長を続けています。米国ハイ・イールド債券発行企業の2017年第1四半期の決算では二桁増益となった企業が多く見られ、増益基調は2017年を通して続くと予想しています。これらにより企業のデフォルト(債務不履行)率は今後大きく低下すると予想しています。
- 米国ハイ・イールド債券の対米国国債スプレッド(上乗せ金利)は縮小してきましたが、企業の良好な状況を考えると、適正な水準だと判断しています。今後は金利収入が主な上昇要因となるでしょう。2017年4月末時点の米国ハイ・イールド債券の利回りが約6%※のため、今後1年間の米国ハイ・イールド債券市場の上昇率は6%程度と考えられます(米ドルベース)。 ※バンクオブアメリカ・メリルリンチ・USハイ・イールド・コンストレインド・インデックスの利回り。
- デフォルト率の低下に伴い、1990年代中盤や2000年代中盤と同じ水準までスプレッド(上乗せ金利)が縮小する可能性もあります。その場合、米国ハイ・イールド債券の価格上昇要因となり、上昇率の上乗せが期待されます。

デフォルト率低下によるスプレッド(上乗せ金利)縮小の可能性も

米国ハイ・イールド債券のデフォルト率とスプレッド(上乗せ金利)の推移



(注) RIMESなどよりフィデリティ投信作成。1988年12月末～2017年4月末(デフォルト率は2017年3月末)。デフォルト率将来予想はMoody'sのベースライン予想、2017年4月末～2018年3月末。スプレッド(上乗せ金利)は、小数点以下第2位で四捨五入した米国ハイ・イールド債券と米国10年国債の利回りの差。米国ハイ・イールド債券は1996年11月以前はバンクオブアメリカ・メリルリンチ・USハイ・イールド・コンストレインド・インデックス。それ以降はバンクオブアメリカ・メリルリンチ・USハイ・イールド・コンストレインド・インデックス。デフォルト率はMoody'sより(過去12カ月、発行体ベース)。

スプレッド(上乗せ金利)
 3.8%(2017年4月末)
 2.8%(2007年5月末、過去最低水準)

主なリスクシナリオは、トランプ政権の行き詰まり、原油価格の予期せぬ急落、世界各国の対立の深刻化。ただし可能性は低いでしょう。

- 主なリスクシナリオは3つ挙げられます。1つ目は、トランプ政権が掲げた政策が何一つ実行されないというシナリオです。この可能性は低いのですが、もし実際に起きた場合には波乱要因となるでしょう。2つ目は、原油価格の予期せぬ急落です。ただし、私は今後1年間で原油価格は上昇すると予想しており、原油価格が大きく下落する可能性は低いと考えています。そして3つ目は世界各国の対立の深刻化です。EUを離脱する国が相次ぐ、また、保護主義の拡大が世界の貿易に大きな影響をあたえるという事態となった場合、世界中の市場の波乱要因となるでしょう。
- これらのシナリオが実際に起こる可能性は非常に低いと、私は考えています。しかし、これらのリスクシナリオが実際に起きる場合には、機動的にポートフォリオを調整します。また、市場の変動性が高まった場合には投資機会として活用する方針です。

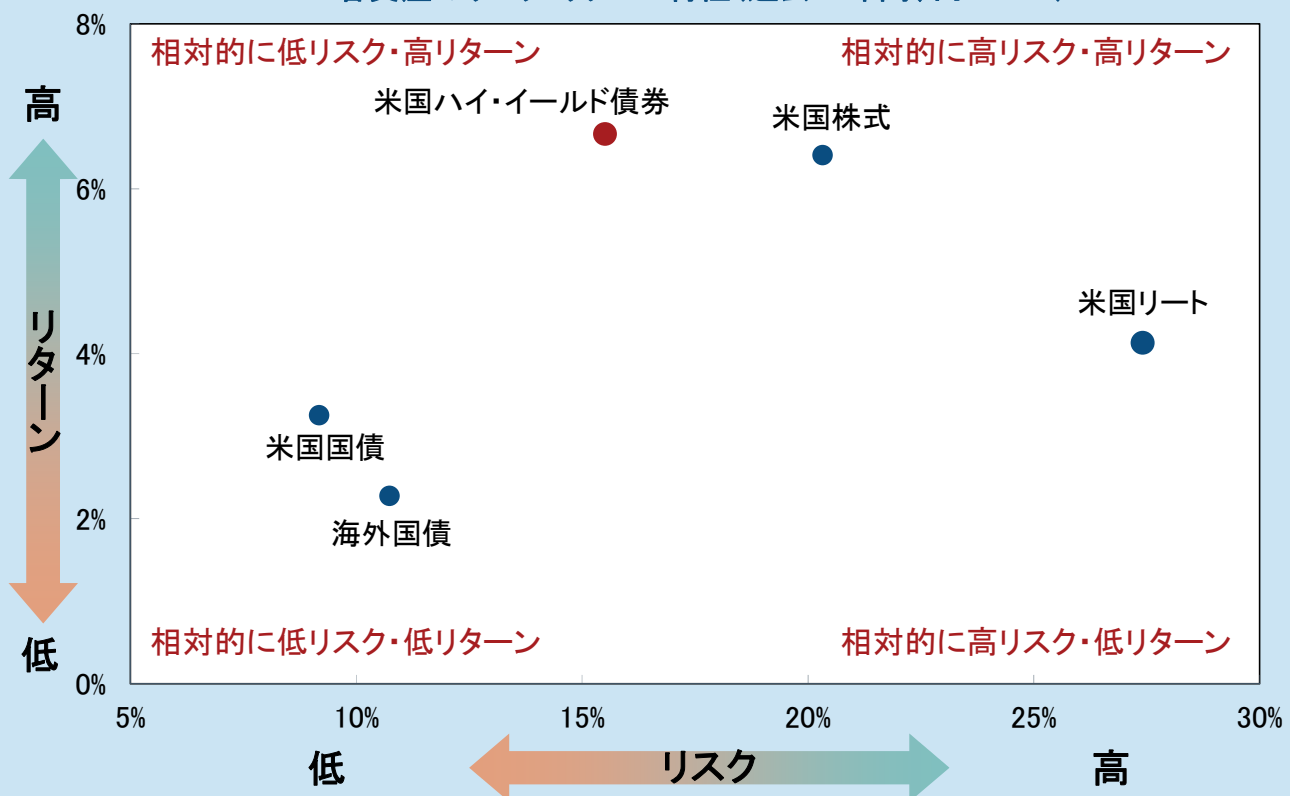
※上記は当資料作成時点の見方であり、今後予告なく変更される場合があります。

Q5 米国ハイ・イールド債券はどのような方に適していますか？

私は「全ての投資家の皆様が、ポートフォリオの一部に米国ハイ・イールド債券を組み入れるべき」と考えています。

- 過去10年の結果では、米国ハイ・イールド債券は「米国株式や米国リートよりも低リスク、国債よりも高リターン」という特徴を持っています。
- 米国ハイ・イールド債券をポートフォリオに加えることで、ポートフォリオ全体のリスク・リターン特性が改善されると期待されます。そのため私は「全ての投資家の皆様が、ポートフォリオの一部に米国ハイ・イールド債券を組み入れるべき」と考えています。もちろん、リスク許容度に応じた適切な資産配分比率とすることも重要です。

米国ハイ・イールド債券の特徴 「株式やリートより低リスク、国債より高リターン」 各資産のリスク・リターン特性（過去10年間、円ベース）



(注) RIMESなどよりフィデリティ投信作成。期間は2007年4月末～2017年4月末。円ベース。米国ハイ・イールド債券はバンクオブアメリカ・メリルリンチ・USハイ・イールド・コンストレインド・インデックス。米国国債はバンクオブアメリカ・メリルリンチ・USTレジャリー・インデックス。海外国債はシティ世界国債インデックス(除く日本)。米国株式はS&P500種指数。米国リートはFTSE NAREIT Equity REITsインデックス。

フィデリティ・ USハイ・イールド・ ファンド

追加型投信／海外／債券

投資方針

- 1 米ドル建て高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）を中心に分散投資を行ない、高水準の利息等の収入を確保するとともに、値上り益の追求を目指します。
- 2 格付けに関しては、主に、Ba格（ムーディーズ社）以下またはBB格（スタンダード&プアーズ社）以下の格付けの事業債に投資を行ない、一部、格付けを持たない債券や、米国以外の国の発行体の高利回り事業債を組入れることもあります。
- 3 銘柄選択に関しては、個別企業分析により判断します。
- 4 個別企業分析にあたっては、アナリストによる独自の企業調査情報を活用し、個別の企業の信用分析と現地のポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行ないます。
- 5 高利回り事業債の組入率は原則として高位を維持します。
- 6 原則として外貨建資産の為替ヘッジは行ないません。
- 7 マザーファンドの運用にあたっては、フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニーに、運用の指図に関する権限を委託します。

※「フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド」は主としてマザーファンドに投資を行ないます。上記の投資方針はファンドの主要な投資対象である「フィデリティ・USハイ・イールド・マザーファンド」の投資方針を含みます。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

ファンドの主なリスク内容について

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。

ファンドが有する主なリスク等（ファンドが主に投資を行なうマザーファンドが有するリスク等を含みます。）は以下の通りです。

主な変動要因

価格変動リスク

基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。有価証券等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。

信用リスク

有価証券等への投資にあたっては、発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、債務が履行されない場合があります。なお、ハイ・イールド債およびエマーシング・マーケット債に投資を行なう場合には、上位に格付された債券に比べて前述のリスクが高くなります。

金利変動リスク

公社債等は、金利の変動を受けて価格が変動します。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、金利が低下した場合には債券価格は上昇します。

為替変動リスク

外貨建の有価証券等に投資を行なう場合は、その有価証券等の表示通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

クーリング・オフ

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

エマーシング市場に関わる留意点

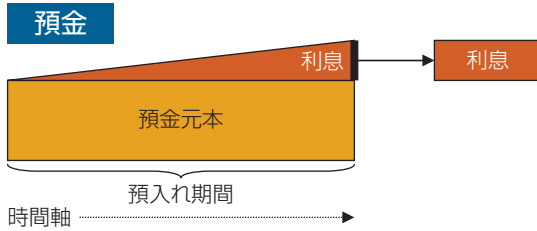
エマーシング市場（新興諸国市場）への投資においては、政治・経済的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの大きな変動、外国への送金規制等の状況によって有価証券の価格変動が大きくなる場合があります。

ベンチマークに関する留意点

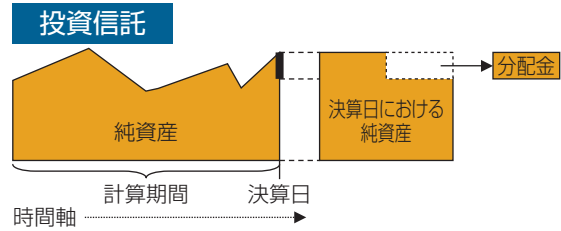
ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあり、ベンチマークとの連動を目指すものではありません。また、投資対象国または地域の市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

[収益分配金に関する留意事項]

分配金は、預貯金の利息とは異なります。分配金の支払いは純資産から行なわれますので、分配金支払い後の純資産は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。



(注) 預金は定率の円建て預金をイメージして記載しています。
預金元本は必ずしも全額保証されているものではありません。

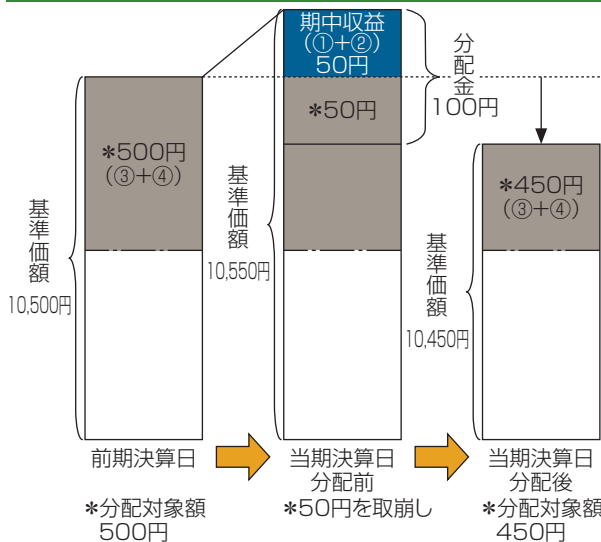


(注) 投資信託の純資産から支払われる分配金をイメージして記載しています。

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。計算期間におけるファンドの運用実績は、期中の分配金支払い前の基準価額の推移および収益率によってご判断ください。

投資信託は、当期の収益の他に、ファンドの設定から当期以前の期間に発生して分配されなかった過去の収益の繰越分等からも分配することができます。

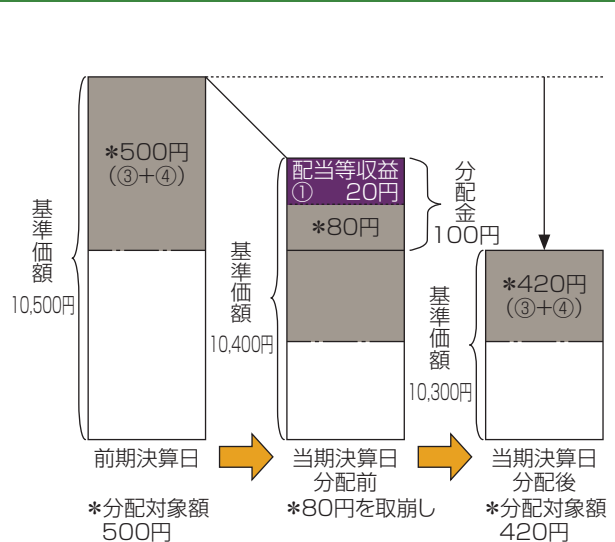
前期決算から基準価額が上昇 当期計算期間の収益がプラスの場合



*分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、収益分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

*上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

前期決算から基準価額が下落 当期計算期間の収益がマイナスの場合

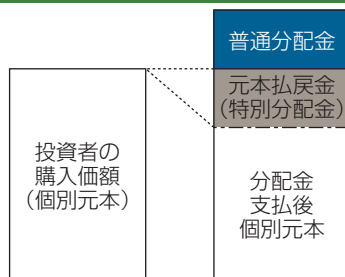


投資者のファンドの購入価額によっては分配金はその支払いの一部、または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

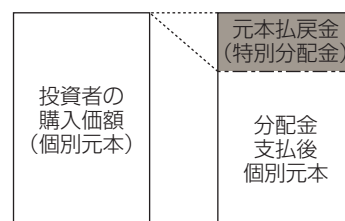
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

ファンドの購入価額は、個々の投資者によって異なりますので、投資期間全体での損益は、個々の投資者によって異なります。

分配金の一部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合



- ・「個別元本」とは、追加型投資信託の収益分配金や解約(償還)時の収益に対する課税計算をする際に用いる個々の投資者のファンドの購入価額のことを指します。
- ・「普通分配金」とは、個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
- ・「元本払戻金(特別分配金)」とは、個別元本を下回る部分からの分配金です。実質的に元本の払戻しに相当するため、非課税扱いとなります。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

*普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご参照ください。

フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド

追加型投信／海外／債券

商品の内容やお申込みの詳細については

| | |
|---------------|---|
| 委託会社 | フィデリティ投信株式会社 |
| インターネットホームページ | http://www.fidelity.co.jp/fij/ |
| フリーコール | 0120-00-8051 受付時間:営業日の午前9時～午後5時 |
| 留意点 | ご購入およびご換金の受付については、原則として、毎営業日(ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日と同日の場合は除きます。)の午後3時まで受付けます。 |

その他のファンド概要

| | |
|--------|---|
| 設定日 | 1998年4月1日 |
| 信託期間 | 原則として無期限 |
| ベンチマーク | バンクオブアメリカ・メリルリンチ・USハイ・イールド・コンストレインド・インデックス(円換算) |
| 収益分配 | 毎月22日(ただし休業日の場合は翌日以降の最初の営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づき分配を行ないます。ただし、必ず分配を行なうものではありません。 ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。 |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額 |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額 ご換金代金の支払開始日は原則として換金申込受付日より5営業日目以降になります。 |

ファンドに係る費用・税金

| | |
|--------------|---|
| 購入時手数料 | 3.24%(税抜3.00%)を上限として販売会社がそれぞれ定める料率とします。 |
| 換金時手数料 | なし |
| 運用管理費用(信託報酬) | 純資産総額に対し 年率1.7064%(税抜1.58%) |
| その他費用・手数料 | ・組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用等がファンドより支払われます。(運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示できません。) ・法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等がファンドより差し引かれます。(ファンドの純資産総額に対して年率0.10%(税込)を上限とします。) |
| 税金 | 原則として、収益分配時の普通分配金ならびにご換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。税法が改正された場合等には、上記内容が変更になる場合があります。 |
| 信託財産留保額 | なし |

※当該手数料・費用等の上限額および合計額については、お申込み金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
※課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」、「ジュニアNISA」の適用対象です。
※ファンドに係る費用・税金の詳細については、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

委託会社、その他の関係法人

| | |
|--------|--|
| 委託会社 | フィデリティ投信株式会社【金融商品取引業者】関東財務局長(金商)第388号 【加入協会】一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会 信託財産の運用指図などを行ないます。 |
| 受託会社 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指示・連絡などを行ないます。 |
| 運用の委託先 | フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー(所在地:米国) 委託会社よりファンドの主要投資対象であるマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けて、マザーファンドの運用の指図を行ないます。 |
| 販売会社 | 販売会社につきましては、委託会社のホームページ(アドレス: http://www.fidelity.co.jp/fij/)をご参照または、フリーコール:0120-00-8051(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)までお問い合わせいただけます。 ファンドの募集の取扱い、一部解約の実行の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金・償還金・一部解約金の支払などを行ないます。 |

●当資料はフィデリティ投信によって作成された最終投資家向けの投資信託商品販売用資料です。投資信託のお申込みに関しては、以下の点をご理解いただき、投資の判断はおお客様ご自身の責任においてなされますようお願い申し上げます。なお、当社は投資信託の販売について投資家の方の契約の相手方とはなりません。

●投資信託は、預金または保険契約でないため、預金保険および保険契約者保護機構の保護の対象にはなりません。また、金融機関の預貯金と異なり、元本および利息の保証はありません。販売会社が登録金融機関の場合、証券会社と異なり、投資者保護基金に加入していません。

●「フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド」が投資を行なうマザーファンドは、主として米ドル建て高利回り事業債(ハイ・イールド・ボンド)を投資対象としていますが、株式を含むその他の有価証券に投資することもあります。

●ファンドの基準価額は、組み入れた債券および株式やその他の有価証券の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、組み入れた債券および株式やその他の有価証券の発行者の経営・財務状況の変化および

それらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。特にハイ・イールド・ボンドについては上位に格付けされた債券に比べて、利払い・元本返済の不履行または遅延等のいわゆるデフォルト・リスクが高い傾向にあります。すなわち、保有期間中もしくは売却時の投資信託の価額はご購入時の価額を下回ることもあり、これに伴うリスクはおお客様ご自身のご負担となります。

●ご購入の際は投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡しいたしますので、必ずお受取りのうえ内容をよくお読みください。

●投資信託説明書(交付目論見書)については、販売会社またはフィデリティ投信までお問い合わせください。なお、当ファンドの販売会社につきましては以下のホームページ(<http://www.fidelity.co.jp/fij/>)をご参照ください。

●当資料に記載の情報は、作成時点のものであり、市場の環境やその他の状況によって予告なく変更することがあります。また、いずれも将来の傾向、数値、運用結果等を保証もしくは示唆するものではありません。

●当資料にかかわる一切の権利は引用部分を除き当社に属し、いかなる目的であれ当資料の一部又は全部の無断での使用・複製は固くお断りいたします。

■フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド 販売会社情報一覧(順不同)

| 金融商品取引業者名 | 登録番号 | 日本証券業協会 | 一般社団法人 日本投資 顧問業協会 | 一般社団法人 金融先物 取引業協会 | 一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会 |
|---|----------|------------------|-------------------------|-------------------------|----------------------------|
| あかつき証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第67号 | ○ | ○ | |
| 株式会社足利銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第43号 | ○ | ○ | |
| 株式会社イオン銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第633号 | ○ | | |
| 株式会社池田泉州銀行 | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第6号 | ○ | ○ | |
| 池田泉州TT証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第370号 | ○ | | |
| 株式会社伊予銀行 | 登録金融機関 | 四国財務局長(登金)第2号 | ○ | ○ | |
| いよぎん証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 四国財務局長(金商)第21号 | ○ | | |
| 岩井コスモ証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第15号 | ○ | ○ | |
| エース証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第6号 | ○ | | |
| 株式会社SMBC信託銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第653号 | ○ | ○ | ○ |
| SMBC日興証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第2251号 | ○ | ○ | ○ |
| SMBCフレンド証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第40号 | ○ | | ○ |
| 株式会社SBI証券 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第44号 | | ○ | ○ |
| 株式会社大垣共立銀行 | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第3号 | ○ | ○ | |
| 岡三オンライン証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第52号 | ○ | ○ | |
| 香川証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 四国財務局長(金商)第3号 | ○ | | |
| 株式会社神奈川銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第55号 | ○ | | |
| カブドットコム証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第61号 | ○ | | |
| 株式会社京都銀行 | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第10号 | ○ | ○ | |
| 株式会社近畿大阪銀行 | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第7号 | ○ | | |
| 株式会社熊本銀行 | 登録金融機関 | 九州財務局長(登金)第6号 | ○ | | |
| ぐんぎん証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第2938号 | ○ | | |
| 株式会社京葉銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第56号 | ○ | | |
| 株式会社埼玉りそな銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第593号 | | ○ | |
| 株式会社滋賀銀行 | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第11号 | ○ | ○ | |
| 株式会社静岡銀行 | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第5号 | ○ | ○ | |
| 株式会社七十七銀行 | 登録金融機関 | 東北財務局長(登金)第5号 | ○ | ○ | |
| 七十七証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 東北財務局長(金商)第37号 | ○ | | |
| 株式会社ジャパンネット銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第624号 | | ○ | |
| 株式会社十六銀行 | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第7号 | ○ | ○ | |
| 株式会社常陽銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第45号 | ○ | ○ | |
| 株式会社新生銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第10号 | ○ | ○ | |
| 株式会社親和銀行 | 登録金融機関 | 福岡財務支局長(登金)第3号 | ○ | | |
| スルガ銀行株式会社 | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第8号 | ○ | | |
| ソニー銀行株式会社 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第578号 | | ○ | |
| ソニー生命保険株式会社 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第532号 | ○ | | |
| 株式会社大光銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第61号 | ○ | | |
| 株式会社第四銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第47号 | ○ | ○ | |
| 大和証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第108号 | ○ | ○ | ○ |
| 高木証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第20号 | ○ | | |
| 中銀証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 中国財務局長(金商)第6号 | ○ | | |
| 東海東京証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第140号 | ○ | ○ | ○ |
| 株式会社東邦銀行 | 登録金融機関 | 東北財務局長(登金)第7号 | ○ | | |
| とうほう証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 東北財務局長(金商)第36号 | ○ | | |
| 内藤証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第24号 | ○ | | |
| 株式会社長崎銀行 | 登録金融機関 | 福岡財務支局長(登金)第11号 | ○ | | |
| 株式会社西日本シティ銀行 | 登録金融機関 | 福岡財務支局長(登金)第6号 | ○ | ○ | |
| 西日本シティTT証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 福岡財務支局長(金商)第75号 | ○ | | |
| 日産証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第131号 | ○ | ○ | |
| 日本アジア証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第134号 | ○ | | |
| 野村證券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第142号 | ○ | ○ | ○ |
| 八十二証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第21号 | ○ | ○ | |
| PWM日本証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第50号 | ○ | | |
| 百五証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第134号 | ○ | | |
| フィデリティ証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第152号 | ○ | | |
| 株式会社福岡銀行 | 登録金融機関 | 福岡財務支局長(登金)第7号 | | ○ | |
| 株式会社豊和銀行 | 登録金融機関 | 九州財務局長(登金)第7号 | ○ | | |
| ほくほくTT証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 北陸財務局長(金商)第24号 | ○ | | |
| 株式会社北陸銀行 | 登録金融機関 | 北陸財務局長(登金)第3号 | ○ | ○ | |
| ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・ コーポレーション・リミテッド(香港上海銀行) | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第105号 | ○ | ○ | |
| マネックス証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第165号 | ○ | ○ | |

| 金融商品取引業者名 | 登録番号 | 日本証券業協会 | 一般社団法人 日本投資 顧問業協会 | 一般社団法人 金融先物 取引業協会 | 一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会 |
|--|----------|------------------|-------------------------|-------------------------|----------------------------|
| 株式会社三重銀行 | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第11号 | ○ | | |
| 株式会社みずほ銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第6号 | ○ | | ○ |
| 株式会社三井住友銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第54号 | ○ | | ○ |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第649号 | ○ | ○ | |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第5号 | ○ | | ○ |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 (委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社) | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第5号 | ○ | | ○ |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第33号 | ○ | | ○ |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第2336号 | ○ | ○ | ○ |
| 株式会社武蔵野銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第38号 | ○ | | |
| 株式会社もみじ銀行 | 登録金融機関 | 中国財務局長(登金)第12号 | ○ | | ○ |
| 株式会社八千代銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第53号 | ○ | | |
| 楽天証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第195号 | ○ | ○ | ○ |
| 株式会社りそな銀行 | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第3号 | ○ | | ○ |
| リテラ・クリア証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第199号 | ○ | | |
| ワイエム証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 中国財務局長(金商)第8号 | ○ | | |

* 上記情報は当資料作成時点のものであり、今後変更されることがあります。
販売会社によってお申込みの条件、制限等が異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

IM170524-1 CSIS170530-1

米国投資の魅力を伝える特設サイトのご案内



www.fidelity.co.jp/usa/